

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令について

1. 概 要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域は、政令で指定することとされており（法第 2 条第 2 号）、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和 51 年政令第 192 号。以下「区域令」という。）で指定されている。

消防庁では、都道府県に対して特別防災区域の状況について毎年調査を行い、特別防災区域の指定を変更する必要がある場合に区域令の改正を行っている。

今年度の調査の結果、相浦地区についてその指定を解除するとともに、いわき地区及び周南地区について区域の拡張を行う等の必要性が明らかになったことから、当該区域について所要の改正を行う。

- (1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日に変更

(2) 区域の変更等

現在の地区番号	地区名	都道府県	改正内容
1 3	いわき地区	福島県	区域の拡張
5 4	周南地区	山口県	区域の拡張
6 5 の 2 ～ 6 7	白島地区～福島地区	福岡県 長崎県	相浦地区の指定解除に伴う地区番号の変更
6 8	相浦地区	長崎県	指定の解除

- (3) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）別表第 3 について同表において広域共同防災組織を設置することができる区域を定めているが、石油コンビナート等特別防災区域の指定を解除する相浦地区について、所要の改正を行う。

2. 施行期日等

公布 令和元年 12 月 20 日（金）

施行 公布の日